

平成29年2月

特別号

住宅だより

編集と発行

名古屋市住宅都市局

名古屋市住宅供給公社

発行日/平成29年2月17日

火災多発中!

年末から市営住宅での火災が多発しています。
主な原因はストーブへの給油中の引火や寝タバコです。
火災を起こさないよう一層のご注意をお願いします。



火災の4大原因

火災の原因

主な対策

- | | |
|------------|--|
| 1. 放火 | → 通路などに燃えやすい物を置かない。 |
| 2. タバコの不始末 | → 吸い殻は完全に消す。寝タバコはしない。 |
| 3. コンロの火災 | → コンロを離れるときは必ず火を消す。 |
| 4. 電気火災 | → 電気コードの上に家具などの重いものをのせない。
タコ足配線をしない。
電気コードを束ねたまま使用しない。 |

「住宅用火災警報器」設置住宅に入居されている皆様へ

月に一度、 住宅用火災警報器の点検を!

住宅用火災警報器のひもを引っ張り、火災警報音「ピー、ピー、ピー」の鳴動と表示灯の点滅するのを確認してください。



【火災警報器参考写真】

家財の保険(火災保険)に加入しましょう。



あなたの部屋からはもちろん、近隣の部屋からも、もし、火災が起きてしまったら、大切な家財が焼失したり、消火活動で水浸しになって使用できなくなってしまうことも考えられます。

もしもの時に備えて、家財の保険(火災保険)に加入しましょう。

*保険の加入は任意です。強制ではありません。

*特定の保険の斡旋は致しませんので、ご了承ください。

住宅に関するお問合せ先

■北部事務所

北区、西区、中区の住宅及び、山田東荘、千種荘に居住している方

TEL.529-1261
FAX.523-7151

■西部事務所

中村区、中川区、港区(荒子川以西、ただし、当知西荘、惟信南荘を除く)の住宅に居住している方

TEL.303-2251
FAX.303-2253

■東部事務所

千種区(千種荘を除く)、東区(山田東荘を除く)昭和区、守山区、名東区の住宅に居住している方

TEL.774-3871
FAX.774-3872

■南部事務所

瑞穂区、熱田区、港区(荒子川以東、および当知西荘、惟信南荘)、南区、緑区、天白区の住宅に居住している方

TEL.823-1315
FAX.823-1317

- 受付時間/午前8時45分～正午 / 午後1時～午後5時15分
- 休所日/土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)
- ※毎週木曜日は午後7時まで受付を行います。

「時間外緊急連絡センター」

ここにさっそく至急

TEL.523-4900の

受付時間

月曜日～水曜日、金曜日	午後5時15分～ 翌日午前8時45分
木曜日	午後7時～ 翌日午前8時45分
土曜日・日曜日 祝日・年末年始	午前8時45分～ 翌日午前8時45分

※このセンターでは、
特に緊急を要する修繕のみ受付します。
このため、修繕の内容によっては、
翌日以降に修繕を実施する場合もあります。